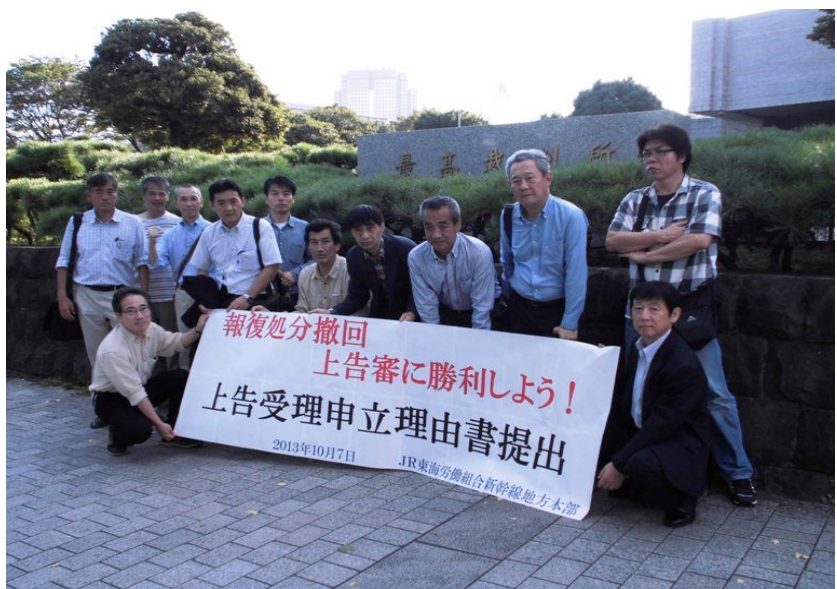


「報復処分撤回裁判勝利！緊急総決起集会」開催

最高裁判所に「上告受理申立理由書」提出

私たちは「報復処分撤回裁判」の上告にあたり、10月7日「上告受理申立理由書」を最高裁判所に提出しました。その後弁護士会館で「報復処分撤回裁判勝利！緊急集会」を開催しました。集会は、急遽の開催でしたが40名に及ぶ組合員とOBが結集し、勝利するまで闘い抜くことをあらためて確認しました。

第二審判決は、処分について会社の主張を全面的に採用するばかりか「飲酒の事実を隠して乗務しようとした。」などと、会社側も主張していなかったことを勝手に述べるという前代未聞の反動判決です。私たちは絶対許すわけにはいきません。



職場を変える闘いはつづく！

集会は、成田地本委員長から「でっち上げという本質を見抜き、職場から闘いを作ってきた。そして大きな拡がり勝ち取ってきた。東京高裁の反動判決を許さず最後まで闘い抜こう！」と力強い挨拶があり、つづいて本部淵上委員長、地本OB会尾崎事務長、長島弁護士、東二運分会庭山委員長からそれぞれ連帯する挨拶を受けました。最後に原告の斉藤書記長より「裁判所の良心にかける。職場を変える闘いはつづく。組織拡大につなげるように闘う。」と力のこもった決意を受け、団結ガンバロー三唱で成功裡に終了しました。